

復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 業 度	・	・	法人名	()									
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	被災雇用者等を雇用した場合	認定地方公共団体の指定を受けた日	1	平	・	・	各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 計 算	調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	10	円			
		当期の適用期間内における被災雇用者等に対して支給する給与等の額	2					円	被災雇用者等 を雇用した場合	当期の適用期間内における被災雇用者等に対して支給する給与等の額 (各連結法人の(2)の合計)	11		
		同上のうち損金の額に算入される金額	3						円	被災雇用者等 を雇用した場合	同上のうち損金の額に算入される金額の合計額 (各連結法人の(3)の合計)	12	
		当期控除額の個別帰属額 $(19) \times \frac{(3)}{(12)}$	4						円	被災雇用者等 を雇用した場合	当期の適用期間内における被災雇用者等に対して支給する給与等の額 (各連結法人の(6)の合計)	13	
	避難対象雇用者等を雇用した場合	福島県知事の確認を受けた日	5	平	・	・			円	避難対象雇用者等 を雇用した場合	同上のうち損金の額に算入される金額の合計額 (各連結法人の(7)の合計)	14	
		当期の適用期間内における避難対象雇用者等に対して支給する給与等の額	6						円	税 額 控 除 限 度 額	$(12) \times \frac{10}{100}$ 又は $(14) \times \frac{20}{100}$	15	
		同上のうち損金の額に算入される金額	7						円	当 期 税 額 基 準 額	$(10) \times \frac{20}{100}$	16	
		当期控除額の個別帰属額 $(19) \times \frac{(7)}{(14)}$	8						円	当 期 税 額 控 除 可 能 額	((15)と(16)のうち少ない金額)	17	
	当期控除額の個別帰属額 (4)又は(8)	9						円	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額	(別表六の二(十七)「62の②」)	18		
								円	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額	(17) - (18)	19		

別表六の二十六

平二十四・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二（十六）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第25条の3第1項《連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除》又は第25条の3の2第1項《連結法人が避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「税額控除限度額¹⁵」は、震災特例法第25条の3第1項の規定の適用を受ける場合には「又は $\left(14 \times \frac{20}{100}\right)$ 」を消し、同法第25条の3の2第1項の適用を受ける場合には「 $\left(12 \times \frac{10}{100}\right)$ 又は」を消します。